

輸出令別表第2の35-3項(5)は何が変わったのか

1. 趣旨説明

2014年7月施行の輸出令改正で、35-3項(5)の但し書きが変更され、またこれに伴って大臣告示が設けられました。

この改正措置の意味については、次のような説明記事が発表されています。

- ・目的は、ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保。(意見募集時の概要説明)
- ・ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保の観点から同令別表第二の35の3の項の対象品目から石綿等を含有する製品を削除し、あらためて承認対象貨物を告示(「輸出貿易管理令別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの」)で明示する(『CISTEC ジャーナル』2014年7月号)

恥ずかしながら、私は上記を読んでも何のことか分からず、パブリックコメント募集時に、解説要望という「意見」を提出してしまったのでした。ようやく最近になっておぼろげながら輪郭がつかめたように思うので、自分なりの理解を記します。

2. 元の規制内容を振り返る

35-3 項

(五) 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物((一)に掲げるものを除く。)

下線部の中身は何か

- 二 ベンジジン及びその塩
- 三 四一アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿
- 五 四一ニトロジフェニル及びその塩
- 六 ビス(クロロメチル)エーテル
- 七 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

35-3 項 (一) と重複する(従って「除かれる」)のは何か

- ① 「石綿」のうち次の5種類が「除かれる」
 アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト
- ② クリソタイルは「除かれない」
- ③ 上記①の5成分を「0.1%を超えて含有する製剤その他の物」も35-3項(一)の対象に含まれている。(≪化学物質の輸出承認について≫別紙第1)
 つまり(五)の対象に残るのはクリソタイルの「製剤その他の物」ということになる。

3. 今回の改正内容

<p>35-3 項</p> <p>(五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項 A <u>第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物</u>（(一) に掲げるものを除き、B <u>同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの</u>に限る。）</p>
<p>下線部Aの中身は変わっていない（再掲）</p> <p>二 ベンジジン及びその塩</p> <p>三 四一アミノジフェニル及びその塩</p> <p>四 石綿</p> <p>五 四一ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>六 ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>七 ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>
<p>35-3 項（一）と重複する（従って「除かれる」）のは何か</p> <p>① 「石綿」のうち次の5種類が「除かれる」 アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト</p> <p>② クリソタイルは「除かれない」</p> <p>③ 上記①の5成分を「0.1%を超えて含有する製剤その他の物」も 35-3 項（一）の対象に含まれている。（≪化学物質の輸出承認について）別紙第1）</p> <p>つまり石綿類の中で(五)の対象に残るのは、クリソタイルとその「製剤及びその他の物」ということになる。</p>
<p>下線部Bにいう「告示」とは 7.25 施行の告示第百六十一号のこと</p> <p>二 令別表第二の三五の三の項（五）に掲げる貨物であつて、次のイ、ロ若しくはニからへまでに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又はハに掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物</p> <p>イ ベンジジン及びその塩</p> <p>ロ 四一アミノジフェニル及びその塩</p> <p>ハ 石綿</p> <p>ニ 四一ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>ホ ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>へ ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>また「同号に掲げる物にあつては」とは 35-3 項(五)の九号を指す。</p>
<p>「告示」も含めて考えると、石綿類で(五)の規制対象に残るのは、クリソタイル「そのもの」と「(告示で定める濃度を含有する) 製剤及びそれらの物の混合物」と結論できる。</p>

3. 結論

結局変わったのは、九号の混合物規制対象を「製剤その他の物」から「製剤及びそれらの物の混合物」へと明確化した一点のみということになります。

ではロッテルダム条約との整合性云々とはどういうことか？ それは「クリソタイル以外の石綿物質」の含有品については、《化学物質の輸出承認について）別紙第1の中で「含有する混合物又は製剤を含む」と限定済なので、「クリソタイル含有物も足並みを揃えよう」ということだったのです。

難しい言い回しに悩んでしまいましたが、どうもそれだけの話ではないかと思えます。